

iGAAP in Focus  
欧州サステナビリティ報告  
2024年12月

注：

本資料はDeloitte & Touche LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



**iGAAP in Focus**

欧州サステナビリティ報告

企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の世界的な適用

目次

このiGAAP in Focusは、欧州議会および欧州理事会で2022年12月に採択された後、[欧州連合の官報](#)（EU官報）に掲載された企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の最終条文の概要です。

背景

適用範囲

適用日

要求事項

欧州サステナビリティ報告基準  
（ESRS）

情報のデジタル化

第三者保証

詳細情報

- CSRDの主要な目的は、投資家、市民社会、その他の利害関係者のために企業のマネジメントレポートにおけるサステナビリティ報告を改善することです。
- CSRDは適用対象企業によって提供されるハイレベルなサステナビリティ情報について定めています。
- CSRDの適用対象企業はその前身である非財務報告指令（NFRD）よりもはるかに広がっています。一定の条件を満たした場合、EUの規制市場に上場していないEU域外企業のサステナビリティ情報にも適用されます。
- 一定の基準を満たす子会社は免除となります。
- 報告は、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に従って行う必要があります。12のESRSからなる1stセットが公表されており、セクター特有の開示や第三国企業用の基準が開発中です。また、簡素化した中小企業用の基準も開発中です。
- 提供される情報は、まだ最終化されていないデジタルタギング要件を使ったデジタル報告および限定的保証の対象となります。
- 要求事項は企業の特性に応じて2024年1月1日の適用から2028年1月1日適用まで段階的に適用されます。

背景

2022年12月16日、CSRDがEU官報に掲載されました。CSRDは、EU全体のサステナビリティ活動に向かう資本の流れを改善することを目的とした包括的な基準であり、EUのサステナブル金融パッケージの中心部分です。CSRDによって、NFRDが置き換えられ、会計指令、透明性指令、監査指令および対応する監査規則が改正されます。

詳細については、以下のWeb  
サイトをご参照ください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)  
[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

CSRDの主要な目的は、幅広い企業のマネジメントレポートにおけるサステナビリティ事項の報告を強化し、その情報に保証を求めることです。これにより、欧州グリーン・ディールや国連の持続可能な開発目標に沿った、完全に持続可能で包括的な経済・金融システムへの移行に貢献することを目的としています。これらの措置は、投資家がより持続可能な技術やビジネスに投資を再配分するために必要な情報を提供することで、2050年までに欧州を気候中立にするための手段となることが意図されています。

2024年11月、欧州委員会（EC）は[90の質疑応答集](#)（EC FAQs）を官報に掲載しました（当初は2024年8月にドラフトの形で公表されました）。本EC FAQには、CSRDおよび関連規則の要件の実施に関する説明が記載されています。

## 範囲

CSRDの対象となる企業の範囲は広く、以下を含んでいます。

- EU会計指令において、貸借対照表日時点で以下のうち少なくとも2つの基準を2年連続で超えるものと定義されているEUの大規模企業（EU1の規制市場に上場しているかいないかを問わず、また、EU域外の親会社の子会社を含む）
  - 総資産で構成される、25百万ユーロ超の貸借対照表総額
  - 50百万ユーロ超の純売上高
  - 250人超の従業員

### Observation

CSRDは透明性指令を改正し、EU規制市場で取引することを認められた譲渡可能証券のすべての発行者（零細企業を除く）に対し、EU域外企業やグループを含めてEU会計指令の改正第19a条および第29a条に従ってサステナビリティ報告書を作成することを要求しています。

- 法的形態にかかわらず、大規模な金融機関<sup>2</sup>および保険事業。これには、協同組合や相互企業など、EU会計指令の適用範囲外のものも含まれます。
- EUの規制市場に上場している中小企業<sup>3,4</sup>（零細企業を除く）
- EU規制市場で取引が認められている譲渡可能証券を発行するEU域外企業（CSRDでは第三国企業と呼ばれる）（ただし、ECが同等とみなすサステナビリティ報告基準に基づく報告をしている場合には免除される<sup>5</sup>）

さらに、2028年1月1日以降に開始する会計年度については、EUの規制市場に上場していないEU域外企業で、（過去二会計年度ごとに）EUの純売上高が1億5000万ユーロを超え、EU子会社（大規模またはEU規制市場に上場）またはEU支店（前会計年度の純売上高が4000万ユーロを超える）が少なくとも一つあるものを有する企業に対してサステナビリティ情報が要求されます。この情報は、これらのEU子会社または支店が設立されている各加盟国の子会社又は支店（「EU規制市場に上場していないEU域外企業のEU子会社および支店」参照）の少なくとも一つによって公表されることが要求されます。

CSRDの範囲および影響は複雑であり、EU域外企業は特にCSRDの適用について法的助言を求めることが考えられます。

1 EUの規制市場で取引することが認められている証券（株式または債券等）を発行する企業。同じ定義がEU域外企業にも適用されます。

2 企業が大規模であるかどうかは、金融機関に対応する純売上高の規準を用いて、EUの大規模企業の同じ閾値を参照することによって決定されます。

3 小規模企業とは、貸借対照表の合計が5百万ユーロ以下、純売上高が10百万ユーロ以下、かつ従業員が50人以下の企業と定義されています。

4 中規模企業とは、小規模企業に該当せず、貸借対照表の合計が25百万ユーロ以下、純売上高が50百万ユーロ以下、かつ従業員が250人以下の企業と定義されています。

5 ECは、EU域外企業が適切な移行期間中に同等でない基準を使用することを認めることができます。

## 子会社の免除

子会社（EUの規制市場に上場している大規模子会社を除く）は、EU会計指令に従って作成された親会社の連結マネジメントレポートに含まれており、連結サステナビリティ報告書に関する保証意見が公開されている場合等、一定の基準を満たす場合にはサステナビリティ報告書の作成が免除されます。

この免除規定は、親会社がESRSまたはECが同等とみなす基準に基づいて連結ベースで報告している場合（EUおよびEU域外の子会社を含む）、EU域外の親会社のEU子会社にも適用されます。親会社の連結サステナビリティ報告書およびそれに関する保証意見は、EU会計指令や免除対象の子会社が属する加盟国の各国法に従って公表されなければなりません。EU域外の親会社がCSRD（例えば、EUの規制市場に上場していないため）の範囲外の場合、EUの子会社が免除規定の恩恵を受けられるようにするため、自主的に連結サステナビリティ報告書を発行することができます。このシナリオでは、連結サステナビリティ報告書は（年次報告書<sup>6</sup>の一部としてではなく）独立した文書として発行することができます。そのような免除対象の子会社に関連するEUタクソノミー開示は、子会社自身のマネジメントレポートまたはEU域外の親会社<sup>7</sup>によって公表される連結サステナビリティ報告書のいずれかで提供される必要があります。

免除対象の子会社は、親会社の連結マネジメントレポート、または該当する場合は親会社の連結サステナビリティ報告書へのウェブリンク、およびそれに関する保証意見書を含む一定の情報をマネジメントレポートで開示する必要があります。子会社が独自のマネジメントレポートを発行する際に、親会社の連結サステナビリティ報告書がまだ発行されていない場合は、免除対象の子会社は、代わりに連結サステナビリティ報告書が利用可能になる場所への一般的なウェブリンクを含めることができることに留意してください。<sup>8</sup>

### Observation

2030年までは、EU域外の親会社のEU子会社には別の免除規定が利用可能です（EUの規制市場に上場している大規模子会社を除く）。この経過措置としての免除規定により、CSRDの範囲内にあるすべてのEU域外の親会社の子会社を含む「連結」サステナビリティ報告書を作成することができます（これは「人為的連結」（artificial consolidation）と呼ばれることもあります）。この免除規定を適用する子会社は、個別にサステナビリティ報告書を作成する必要はありません。

本免除規定が適用される場合、報告書は、該当する場合には連結ベースで、過去5会計年度のうち少なくとも1会計年度においてEU域内で最大の売上を上げたEU子会社の1社が作成しなければなりません。

## 適用日

CSRDはEU加盟国が2024年7月6日までにCSRDを各加盟国の各国法に移管し、以下の日付以降に開始する会計年度から適用することを想定しています。

- 2024年1月1日：従業員500人超のEU大規模な公益事業体<sup>9</sup>（PIE）および従業員500人超の大規模グループ<sup>10</sup>のEU PIE親会社（すなわち、既にNFRDの対象となっている企業）
- 2024年1月1日：従業員500人超でEU規制市場で取引が認められている譲渡可能証券を発行する、EU域外大規模企業、および大規模グループのEU域外親会社
- 2025年1月1日：その他のすべてのEUの大規模企業（EU域外親会社のEU大規模子会社を含む）、および大規模グループのEU親会社
- 2025年1月1日：EU規制市場で取引が認められている譲渡可能証券を発行するその他のすべてのEU域外大規模企業および大規模グループのEU域外親会社
- 2026年1月1日：EU規制市場で取引が認められている譲渡可能証券を発行するEUおよびEU域外中小企業<sup>11</sup>（零細企業を除く）
- 2026年1月1日：大規模企業又はEU規制市場で取引が認められている譲渡可能証券を発行する中小企業である、小規模で複雑でない金融機関およびキャパティブ保険事業
- 2028年1月1日：EUの規制市場に上場していないが、EU域内で重要な（significant）活動を行っている、EU域外の最終親会社のEU子会社またはEU支店によるグループ全体に関する報告（「EU規制市場に上場していないEU域外企業のEU子会社および支店」参照）

本稿執筆時点で、EU加盟国のすべてが各国法への移行を完了している訳ではありません。

<sup>6</sup> EC FAQのFAQ 86をご参照ください。

<sup>7</sup> EC FAQのFAQ 47をご参照ください。

<sup>8</sup> EC FAQのFAQ 20をご参照ください。

<sup>9</sup> 公益事業体（PIE）とは、EUの規制市場で取引することが認められている証券を発行する企業、信用機関又は保険事業体の定義を満たす企業、およびEU加盟国によってPIEとして指定されたその他の企業と定義されている。

<sup>10</sup> 大規模グループとは、連結に含まれる親会社および子会社からなるグループであり、連結ベースで、親会社の貸借対照表日における次の3項目のうち少なくとも2項目の規準を超えているものと定義される：貸借対照表合計2,500万ユーロ超、純売上高5,000万ユーロ超、従業員250人超を超えているもの。

<sup>11</sup> 2028年1月1日までの2年間の移行期間中、EUの規制市場に上場している中小企業（SME）は、マネジメントレポートに必要な情報が提供されていない理由の説明が記載されている場合、報告要求事項をオプトアウトすることができる。

## 要求事項

CSRDは、企業がマネジメントレポートの専用セクションに、企業のサステナビリティ事項への影響、およびサステナビリティ事項が企業の成長、経営成績および財務状態にどのように影響するかを理解するために必要な情報を含めることを要求しています。

## マテリアリティ

CSRDはダブル・マテリアリティアプローチを採用しており、サステナビリティ事項は、インパクトマテリアリティまたは財務的マテリアリティ、あるいはその両方について以下の定義された規準を満たす場合に、企業にとって重要となります。

- サステナビリティ事項は、短期、中期、長期において、企業が人や環境に与える重要な実際又は潜在的な、正又は負の影響に関連する場合、影響の観点から重要です。
- サステナビリティ事項は、短期、中期、長期の時間軸において、企業の財政状態、財務業績、キャッシュフロー、資金へのアクセスまたは資本コストに重要な影響を与える、もしくは重要な影響を与えることが合理的に期待できるリスクまたは機会を生成する場合に財務的観点から重要である。

企業はそれぞれの重要性の観点を独自に考慮し、一方の観点からのみ重要である情報と、両方の観点から重要である情報を開示する必要があります。

## 内容

以下のサステナビリティ情報は、マネジメントレポートの明確に特定されたセクションに記載する必要があります。

- 以下を含む、企業のビジネスモデルと戦略の簡単な説明
  - サステナビリティ事項に関するリスクについての企業のビジネスモデルと戦略のレジリエンス
  - サステナビリティ事項に関する企業の機会
  - 企業のビジネスモデルと戦略が以下のものと互換性があることを示すための、行動計画と関連する財務および投資計画の実施を含む企業の計画
    - » 持続可能な経済への移行
    - » パリ協定に沿った地球温暖化の1.5°Cシナリオ
    - » 2050年までに気候中立を達成するという目的
    - » 石炭、石油、ガス関連の活動に関する企業のエクスポージャー（関連する場合）
  - 企業のビジネスモデルおよび戦略が、企業の様々なステークホルダーの利益と企業がサステナビリティ事項に及ぼす影響をどのように考慮しているか
  - サステナビリティ事項に対する戦略の実施状況
- 適切な場合には、少なくとも2030年および2050年の温室効果ガス排出量の絶対値での削減目標を含め、企業が設定したサステナビリティ事項に関する期限付きの目標の説明、その目標の達成に向けた企業の進捗状況の説明、および環境問題に関連する企業の目標が疑う余地のない科学的証拠に基づいているかどうかの説明
- サステナビリティ事項に関する管理・経営・監督機関の役割、並びにその役割の遂行に関連する専門知識および技能、又はこれらの機関が有する当該専門知識および技能へのアクセスに関する説明
- サステナビリティ事項に関する企業方針の説明
- 管理・経営・監督機関の構成員に提供されるサステナビリティ事項に関するインセンティブ制度の情報
- 以下の事項の説明：
  - 企業がサステナビリティ事項に関して実施するデューデリジェンス・プロセス、および該当する場合にはEUの要件に沿ったデューデリジェンス・プロセス
  - 企業自身の活動や、製品およびサービス、ビジネス上の関係およびサプライチェーンを含むバリューチェーンに関する、主な実際のまたは潜在的な悪影響、これらの影響を特定および追跡するためにとった措置、および他のEUの要求事項に従ってデューデリジェンス・プロセスを実施することにより特定されるその他の悪影響
  - 実際の又は潜在的な悪影響を防止し、軽減し、修復し又は終わらせるために企業がとった措置およびその結果
- サステナビリティ事項に関連する企業の主要なリスクの説明（当該事項に対する企業の主要な依存関係の説明を含む）、および企業が当該リスクをどのように管理しているか
- 上記の開示に係る指標

企業はマネジメントレポートに含まれているサステナビリティ関連情報を特定するプロセスを説明する必要があります。

該当する場合、企業のビジネスモデルと戦略に関する情報は、短期、中期、長期の時間軸に関連して含める必要があります。

該当する場合、サステナビリティ報告書には、企業自身の情報と、製品およびサービス、ビジネス上の関係およびサプライチェーンなどのバリューチェーンに関する情報を含める必要があります。ただし、CSRDの適用開始から3年間は、バリューチェーンに関する必要な情報がすべて揃っていない場合、企業はバリューチェーンに関する情報を入手するために行った努力、情報を入手することができなかった理由、および今後情報を入手する計画について説明することができます。

該当する場合、サステナビリティ報告書には、マネジメントレポートに含まれるその他の情報や年次財務諸表に報告される金額への参照と追加の説明も含める必要があります。

企業の経営者は、適切なレベルで従業員の代表者に情報を提供し、関連情報やサステナビリティ情報の入手・検証方法について従業員と議論する必要があります。従業員の代表者の意見は、該当する場合、関係する管理・経営・監督機関に伝達されなければなりません。

企業がPIE（大企業または中小企業（零細企業を除く））である場合、そのマネジメントレポートには、企業のビジネスモデルが根本的に依存している主要な無形資源に関する情報、この依存関係の説明、およびそれらの資源が企業にとってどのように価値創造の源であるかを記載することが要求されます。

#### Observation

主要な無形資源に関する情報は、マネジメントレポートのサステナビリティ報告の特定のセクションに記載する必要はありませんが、CSRDのイントロダクションでは、無形資源に関する特定の情報はサステナビリティ事項に固有のものであるため、サステナビリティ報告の一部とすべきであると述べています。

最後に、コーポレートガバナンス報告において、企業の管理・経営・監督機関に関して適用されているダイバーシティ・ポリシーについて、性別、年齢、障害、教育、職業経歴などの側面、そのダイバーシティ・ポリシーの目的、実施方法、および報告期間中の結果を記載することが要求されます。適用されるポリシーがない場合、その理由についての説明を記載する必要があります。この情報が企業のサステナビリティ報告の一部として含まれている場合は、コーポレートガバナンス報告においてこれを参照する必要があります。

#### EU規制市場に上場する中小企業

EUの規制市場に上場している中小企業、小規模で複雑でない信用機関、キャプティブ保険および再保険の企業は、サステナビリティの報告を以下の情報に限定することが認められます。

- 企業のビジネスモデルと戦略の簡単な説明
- サステナビリティ事項に関する企業方針の説明
- サステナビリティ事項に対する企業の主要な実際の又は潜在的な悪影響、およびそのような実際の又は潜在的な悪影響を識別し、モニタリングし、防止し、軽減し又は修復するためにとられる措置
- サステナビリティ事項に関する企業の主要なリスクと、それらのリスクの管理方法
- 上記開示に必要な主要な指標

この限定的な報告は、中小規模企業の活動の規模と複雑さ、およびキャパシティと特性に比例し、関連する中小企業を対象とした、まだ最終化していないサステナビリティ報告基準に従って作成される必要があります。

#### EU規制市場に上場しているEU域外企業

EU規制市場に上場しているEU域外企業は、市場に上場しているEU企業と同じサステナビリティ報告義務の対象となりますが、「同等の」基準に基づいて報告する場合は、これらの要求事項を免除されることがあります。

### Observation

ECは未だ同等と認める基準を特定していません。

同等性の基準には、評価される基準が環境、社会およびガバナンスの問題に関する開示を要求することを確保すること、並びに企業がサステナビリティ事項に及ぼす影響およびサステナビリティ事項が企業の成長、経営成績および財政状態にどのように影響するかを理解するために必要な情報を開示することが含まれます。

ECがサステナビリティ報告基準が同等でないと判断した場合でも、適切な移行期間中であれば、企業が同等ではないと考えられる基準を用いて報告することを認めることができます。

企業に発行される保証報告書は、年次財務報告書とともに公表することが要求されます。EU域外の財務諸表監査の監査人をEUに登録する際の規則と同様の規則が適用されます。

### EU規制市場に上場していないEU域外企業のEU子会社および支店<sup>12</sup>

2028年1月1日に開始する会計年度については、EU域外の最終親会社が過去2会計年度のそれぞれにおいて、グループレベルまたは個社レベルのいずれかで、EU内の純売上高が1億5000万ユーロを超える場合で、EU域外最終親会社が以下のいずれかに該当する場合グループ全体を対象としたサステナビリティ報告書が要求されます。

- 次のいずれかに該当するEU子会社：
  - 「適用範囲」セクションで説明されている規模の規準によって決定される大規模企業
  - EU規制市場に上場している中小企業（零細企業を除く）
- 上記の基準を満たす子会社がない場合、純売上高が40百万ユーロを超えるEUの支店

グループ全体のサステナビリティ報告書は、子会社または支店が設立されている各加盟国において、少なくとも1つのEU子会社（または子会社がない場合EU支店）で公表し、利用可能にすることが要求されます。同一のEU域外企業の子会社および支店による二重報告を回避するために、EU加盟国は、自国領土内に設立または設置された子会社または支店がEU域外企業の別のEU子会社または支店が公表するサステナビリティ報告書へのリンクを提供することを許可することができます<sup>13</sup>。

報告書は、保証意見とともに貸借対照表日から12カ月以内に公表されるべきです。報告書および保証意見が公的登録簿において無料で入手できない場合は、EU子会社またはEU支店のウェブサイトでも入手できるようにしなければなりません。

このような子会社または支店によって発行されるサステナビリティ報告書は、2026年6月30日までにECによって採択される第三国企業に関するサステナビリティ報告基準、完全なESRSまたは同等と考えられる基準のいずれかを用いて作成されることになっています。このサステナビリティ報告書にEUタクソノミーの開示を含める必要はありません<sup>14</sup>。子会社または支店が必要なすべての情報を入手できない場合、子会社または支店は、保有する関連するサステナビリティ情報と、EU域外最終親会社が必要な情報を入手できなかったことを示す記述をサステナビリティ報告書に含めなければなりません。

関連するEU域外各国の法律または加盟国の法律に基づいて報告する権限のある個人または企業によるサステナビリティ報告に関する保証意見も必要です。これがEU域外の最終親会社によって提供されない場合、子会社または支店は、必要な保証意見が利用できないことを示す陳述書を発行する必要があります。

第三国企業に関するサステナビリティ報告基準は、横断的なESRSおよびでセクター（産業）共通のESRSとは異なるものになります。第三国企業用の基準はまだ開発されていませんが、CSRDはサステナビリティ報告書に含めるべき情報を明記しており、以下は要求されないことを明確にしています。

- グループのビジネスモデルのレジリエンスおよびサステナビリティ事項に関するリスクについての戦略
- サステナビリティ事項に関するグループの機会
- サステナビリティ事項に関するグループの主要なリスク（グループの主要な依存関係を含む）と、それらのグループのリスクの管理方法

<sup>12</sup> CSRDに記載されているEU会計指令第40a条をご参照ください。

<sup>13</sup> EC FAQのFAQ 43をご参照ください。

<sup>14</sup> EC FAQのFAQ 46をご参照ください。

## 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）

企業がサステナビリティに関するすべての主要なトピックについて、重要な、比較可能性と信頼性のある情報を開示することを確実にするために、CSRDはその適用対象企業に対し、報告すべき情報を定め、必要に応じてその情報を報告するストラクチャーを定めたESRSを使用することを求めています。

ECはESRSの開発をEFRAGに委託し、ESRSの1stセットは、2023年12月に欧州連合の官報に掲載され、以下を含みます。

- 以下をカバーする2つの横断的な基準
  - CSRDによって改正された会計指令に基づくサステナビリティ関連情報を作成し、提示する際に企業が遵守すべき全般要求事項。これには、使用される基本的な概念と、サステナビリティ情報を作成し提示するための一般的な要求事項が含まれます。これには、ダブルマテリアリティ原則を用いて報告される重要な影響、リスクおよび機会を特定するための重要性評価の実施要件を含みます（ESRS 1）。
  - 活動セクターにかかわらず（すなわちセクター共通）、またサステナビリティトピックにわたる、すべての企業に適用される全般開示（ESRS 2）。
- 10のトピック基準は、セクター共通の視点から環境、社会およびガバナンスのトピックを扱っています。

ESRSの1stセットに関する詳細は、Deloitte iGAAP in Focus [欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の最終化](#)をご参照ください。

すでに公表されている基準に加えて、2024年1月にEFRAGは、EU規制市場に上場している中小企業向けのESRSの公開草案を公表しました。

EFRAGは以下も開発する予定です。

- セクター別の開示を要求するESRS
- EU域内での売上高が1億5000万ユーロを超え、かつ、大規模または上場子会社、または純売上高が40百万ユーロを超えるEU域内の支店を有するEU域外企業（EU規制市場に非上場）に対するESRS

### Observation：相互運用性

CSRDの前文には、グローバル企業に悪影響を及ぼす可能性のある規制の不要な細分化を避けるために、ESRSが国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の作業を支援し、グローバルレベルでのサステナビリティ報告基準の収束プロセスに貢献すべきであることを認めています。「[EU]のサステナビリティ報告基準は、ISSBによって開発されるグローバルベースライン基準の内容を統合することによって、それらのベースライン基準の内容が[EU]の法的枠組みとグリーン・ディールの目的に一致する限りにおいて、グローバルに活動する企業に対する一貫性のない報告要件のリスクを低減すべきである」と述べています。

IFRSサステナビリティ報告基準の詳細はDeloitte iGAAP in Focus [Sustainability reporting: ISSB publishes first IFRS Sustainability Disclosure Standards](#)をご参照ください。

2024年5月、ISSBとEFRAGは、気候関連の開示に関して、ISSBのIFRSサステナビリティ開示基準とESRSとの間で達成された高いレベルの整合性（alignment）を説明する[ガイダンス](#)を公表しました。

さらに、EFRAGとGlobal Reporting Initiative（GRI）は覚書に署名し、2023年12月にはGRI-ESRS Interoperability Indexが発表されました。GRIは、ESRSの下で報告を行う企業は、GRI基準を「参照して」報告を行っているのみならずとみなされると述べており、既存のGRI報告者は、ESRSの下で開示を準備することが求められた場合に、現在の報告努力を活用することができると期待しています。

## 情報のデジタル化

CSRDはデジタルタクソミーに従って、報告されたサステナビリティ情報にタグを付けることを企業に要求しています。したがって、企業は財務諸表とマネジメントレポートをXHTML形式で作成し、サステナビリティ報告をマークアップする必要があります。

2024年8月、EFRAGは、ESRSの下で開示された情報およびEUタクソミー規則第8条の下で要求される情報のデジタルタグ付けを可能にするXBRLタクソミーを公表しました。デジタルタグタクソミーは、ESMAがサステナビリティステートメントのタグ付けを含むサステナビリティ報告のタグ付けに関する規制技術基準（RTS）の草案を作成するための基礎を形成します。ECは、European Single Electronic Format（ESEF）に関するCommission Delegated Regulation（EU）2019/815を改正する委任法により、タグ付け規則を採択する必要があります。デジタルタクソミーが採用されるまでは、企業はマネジメントレポートやサステナビリティ報告書をXHTMLで作成したり、デジタルタクソミーに従ってマークアップしたりする必要はありません<sup>15</sup>。

## 第三者保証

CSRは、その範囲内のすべての企業に対し、以下を含むサステナビリティ報告への限定的保証を要求しています。

- ESRsに従って報告された情報を特定するために実施されるプロセス（ダブルマテリアリティ評価プロセス）
- サステナビリティステートメントのESRSへの準拠
- タクソミー規則第8条（すなわち、企業の「グリーン」な売上高、CapEx、OpEx）の報告要件への準拠
- デジタルタグ付け要件に従ったサステナビリティ報告のマークアップの準拠

### Observation

ECが発行したFAQの中で、FAQ 70は保証提供者の報告書に対する期待に言及しており、「ESRSに従って、すべての重要な点において、公正な表示に言及する結論の最初の部分は、次の事項に関する意見を含んでいます。

- 報告された情報を特定するプロセス（すなわち、ダブルマテリアリティ評価プロセス）を含め、企業のサステナビリティステートメントがESRSに準拠しているかどうか
- このプロセスの結果が、ESRSに従って、企業のすべての重要なサステナビリティ関連の影響、リスクおよび機会の開示につながったかどうか

CSRの下での公正な表示に関する[Deloitte iGAAP in Focus](#)では、このFAQがサステナビリティステートメントの作成に及ぼす影響に関する詳細情報が記載されています。

ECは委任法令により、2026年10月1日までに限定的保証基準を採択する権限があります。ECが保証基準を採用するまでは、加盟国は国内保証基準を適用することができます。

### Observation

EU全体の保証基準が存在しないため、2024年9月30日、欧州監査監督機関委員会（CEAOB）は、限定的保証に関する拘束力のないガイドラインを発行しました。このガイドラインは、CSRによって導入された限定的保証業務の要件のいくつかの主要な側面についての共通の理解を促進することを意図しています。CEAOBはまた、限定的保証のサステナビリティ基準を採用する委任法の準備に使用される、国際監査保証委員会（IAASB）のサステナビリティ保証に関する国際基準（ISSA）5000<sup>16</sup>に対するEU固有のアドオン（および可能性のあるカーブアウト）の開発に関する技術的助言を準備します。

ECは、限定的保証から合理的保証への移行が監査人および企業にとって実現可能かどうかを判断するための評価を実施します。この評価を受けて、ECは2028年10月1日までに合理的保証のための保証基準を採択します。

保証は企業の財務諸表監査人が行うことができます。法定監査人または監査法人によるサステナビリティ報告の保証は、サステナビリティおよび財務情報の利用者にとって特に重要な財務情報とサステナビリティ情報の間の結合性および一貫性を確保することを目的としています。

CSRは監査指令を改正し、法定監査人がサステナビリティ報告に関する保証を行うために必要な関与、スキル、知識を有していることを示す教育的資格と専門的能力に関する要件を盛り込みました。加盟国は、保証の結論が財務諸表監査の監査報告書の別のセクションとして含まれることを要求することができるオプションを有しています。

議決権の5%または資本金の5%を超える大企業の株主は、財務諸表監査人と同一の監査法人またはネットワークに属さない認定第三者を選任し、サステナビリティ報告書の一部の要素に関する報告書を作成する動議を株主総会の議題とする権利があります。そのような報告は株主総会に提供されます。

EU加盟国は、法定監査人以外の監査人または独立の保証サービス提供者（IASP）がサステナビリティ報告に関する保証を提供する際、監査指令の監査人に適用される要件と同等の要件に従う限り、企業のサステナビリティ報告に関する保証を提供することを許可するオプションがあります。彼らの意見は年次財務諸表とマネジメントレポートとともに公表される必要があります。

15 EC FAQのFAQ 38をご参照ください。

16 2024年11月12日公益監視委員会認証取得



## 詳細情報

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンラインライブラリです。

[iGAAP on DART](#)では、IFRS基準の全文にアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイト公式の最新のiGAAPマニュアル。IFRS基準に基づく報告のガイダンスを提供します。
- IFRS会計基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表。

さらに、iGAAPの[サステナビリティ報告](#)は、企業の価値を大幅に高めることができるより広範な環境、社会、ガバナンスの問題に照らして企業が考慮しなければならない開示要求および推奨事項に関するガイダンスを提供しています。

iGAAP on DART へのサブスクリプションを申し込むには[こちら](#)をクリックして申請プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含むiGAAP on DART の詳細については、[こちら](#)をクリックしてください。

## 主要連絡先

グローバルIFRSおよびコーポレート・レポートイングリダー

Veronica Poole

[ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk](mailto:ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk)

### IFRSセンターオブエクセレンス

Americas		
Argentina	Fernando Lattuca	<a href="mailto:arifrscoe@deloitte.com">arifrscoe@deloitte.com</a>
Canada	Karen Higgins	<a href="mailto:ifrsca@deloitte.ca">ifrsca@deloitte.ca</a>
Mexico	Kevin Nishimura	<a href="mailto:mx_ifrs_coe@deloittemx.com">mx_ifrs_coe@deloittemx.com</a>
United States	Magnus Orrell Ignacio Perez	<a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a> <a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a>
Asia-Pacific		
Australia	Anna Crawford	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.au">ifrs@deloitte.com.au</a>
China	Mateusz Lasik	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.cn">ifrs@deloitte.com.cn</a>
Japan	Kazuaki Furuuchi	<a href="mailto:ifrs@tohatsu.co.jp">ifrs@tohatsu.co.jp</a>
Singapore	Lin Leng Soh	<a href="mailto:ifrs-sg@deloitte.com">ifrs-sg@deloitte.com</a>
Europe-Africa		
Belgium	Thomas Carlier	<a href="mailto:ifrs-belgium@deloitte.com">ifrs-belgium@deloitte.com</a>
Denmark	Søren Nielsen	<a href="mailto:ifrs@deloitte.dk">ifrs@deloitte.dk</a>
France	Irène Piquin Gable	<a href="mailto:ifrs@deloitte.fr">ifrs@deloitte.fr</a>
Germany	Jens Berger	<a href="mailto:ifrs@deloitte.de">ifrs@deloitte.de</a>
Italy	Massimiliano Semprini	<a href="mailto:ifrs-it@deloitte.it">ifrs-it@deloitte.it</a>
Luxembourg	Jeremy Pages	<a href="mailto:ifrs@deloitte.lu">ifrs@deloitte.lu</a>
Netherlands	Ralph Ter Hoeven	<a href="mailto:ifrs@deloitte.nl">ifrs@deloitte.nl</a>
South Africa	Nita Ranchod	<a href="mailto:ifrs@deloitte.co.za">ifrs@deloitte.co.za</a>
Spain	José Luis Daroca	<a href="mailto:ifrs@deloitte.es">ifrs@deloitte.es</a>
Sweden	Fredrik Walmeus	<a href="mailto:seifrs@deloitte.se">seifrs@deloitte.se</a>
Switzerland	Nadine Kusche	<a href="mailto:ifrsdesk@deloitte.ch">ifrsdesk@deloitte.ch</a>
United Kingdom	Elizabeth Chrispin	<a href="mailto:deloitteifrs@deloitte.co.uk">deloitteifrs@deloitte.co.uk</a>

原文（英語）：

[iGAAP in Focus — European sustainability reporting: Worldwide reach of the Corporate Sustainability Reporting Directive \(updated December 2024\)](#)

関連記事（日本語）：[企業サステナビリティ報告指令\(CSRD\)の最終条文の概要](#)

### サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ リスク アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係 法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および関係 法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織 体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係 法人は、自らの作為 および不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または関係 法人の作為 および不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアント へのサービス 提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係 法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織 体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービス 提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務・法務 などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアント に提供しています。デロイトは、資本市場 に対する社会的な信頼を高め、クライアント の変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係 法人が本資料をもって専門的な助言 やサービス 提供をするものではありません。皆様の財務 または事業 に影響を与えるような意思 決定または行動 をされる前に、適切な専門家にご相談 ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証 または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバー フォーム、関係 法人、社員・職員 または代理人のいずれも、本資料に依拠した人 に関係して直接 または間接に発生した いかなる損失 および損害 に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー フォーム および関係 法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織 体です。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301